議案第53号

狭山市市長、副市長及び教育委員会教育長の給料の額の特例に関する条例

条例別紙のとおり

平成25年9月2日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

国からの地方公務員の給与削減の要請を踏まえた地方交付税の削減による影響に対処するため、市長、副市長及び教育委員会教育長の給料を減額して支給したいので、この案を提出するものである。

別紙

狭山市市長、副市長及び教育委員会教育長の給料の額の特例に関する条例 (市長及び副市長の給料の額の特例)

第1条 平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、市長に対する給料月額の支給に当たっては狭山市特別職職員の給与及び旅費に関する条例(昭和45年条例第4号)第3条第1号に掲げる給料月額から、当該額に100分の20を乗じて得た額に相当する額を、副市長に対する給料月額の支給に当たっては同条第2号に掲げる給料月額から、当該額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(教育委員会教育長の給料の額の特例)

第2条 特例期間においては、教育委員会教育長に対する給料月額の支給に当たっては、狭山市教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和45年条例第5号)第3 条に規定する給料月額から、当該額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(端数計算)

第3条 この条例の規定により給料の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。